

秋田県条例第三十一号

秋田県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県行政財産使用料徴収条例（昭和三十九年秋田県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。
別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第二条関係）

標識	その他の柱類	第三種電話柱	第二種電話柱	第一種電話柱	第三種電柱	第二種電柱	第一種電柱	区分			単位	使用料の額						
								第一級地	第二級地	第三級地		所在地	第一級地	第二級地	第三級地			
							一本につき一年											
								第一級地										
								第二級地										
								第三級地										
六二〇円	三九円	八五〇円	六二〇円	三九〇円	九〇〇円	六六〇円	四三〇円											
五一〇円	三二円	七〇〇円	五一〇円	三二〇円	七四〇円	五五〇円	三六〇円											
四五〇円	二八円	六二〇円	四五〇円	二八〇円	六五〇円	四八〇円	三一〇円											

旗ざお	土地の使用に係るもの	一本につき一日	一九円	一一円	八円
建物又は工作物の使用に係るもの					

別表の備考第一号中「いい」の下に「、その区分は、次のとおりとし」を加え、同号に次のように加える。

- (一) 第一級地 秋田市の区域をいう。
 - (二) 第二級地 能代市、横手市、大館市、湯沢市、潟上市及び南秋田郡八郎潟町の区域をいう。
 - (三) 第三級地 第一級地及び第二級地以外の市町村の区域をいう。
- 附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。